

# 株式会社 Keep シャイニング BodymakeStudioRoutine (ルティアーネ)

## ヨガ・ピラティス・ダヴィンチボディボード教室利用約款

### 第1条 (名称)

このヨガ教室は、株式会社 Keep シャイニング BodymakeStudioRoutine (ルティアーネ) ヨガ・ピラティス・フィットネス、ダヴィンチボディボード教室 (以下「本教室」と称します。

### 第2条 (独立運営)

本教室は、株式会社 Keep シャイニング BodymakeStudioRoutine (以下「当社」) が運営管理の主体となります。

### 第3条 (目的)

本教室は会員が本教室を利用することによって、自己の健康の維持、増進を図ることを目的とします。

### 第4条 (会員制度)

本教室は会員制とし、本教室に入会を希望される方は、本規則に基づく入会契約を当社と締結するものとします。ただし、体験受講希望で当社が許可した方は、本規則の遵守を誓約した上で本教室を受講することができる

### 第5条 (会員の種類及び利用料)

本教室の会員の種類は、月会員 (フルタイム Bath、デイトタイム Bath、フルタイム会員、デイトタイム会員、月4回会員) 及びビジター会員とします。また、その利用料は別途定めた額とします。

① 月会員は、月謝制としホームクラスを決定することにより受講します。

② ビジター会員は、クレジット決済後、各自で予約の上でレッスンを受講します。

### 第6条 (会員資格)

本教室の会員は、次の各号の全てに適合する方に限ります。

- 1、本教室の趣旨に賛同し教室利用規約その他の会則を守る方。
- 2、健康状態に異常がなく、医師等により運動を禁じられてない方 (妊娠されている方は、妊娠中の入会はできません。ただし、マタニティレッスンを受講する場合で、医師の受講同意証明を提出した場合は除く。) 自己の責任のもとでレッスンを受ける方。
- 3、心臓病、高血圧症、皮膚病、伝染病、精神病及びこれに類する疾患のない方。
- 4、年齢満18歳以上の方。18歳未満(高校生以下)の場合入会に際し保護者の方の同意を得た方。
- 5、暴力団関係者でない方。
- 6、他、当教室が審査のうえ適切と認めた方。

### 第7条 (入会手続)

本教室の会員となることを希望される方は、次に定める申し込み手続を行い、当社が定める登録手数料を納入していただきます。

未成年者が本教室に入会するときには、未成年者の入会に同意した親権者は本規則に基づく責任を本人と連帯して負うこととします。フルタイム bath,デイトタイム bath フルタイム会員、デイトタイム会員月4回会員でのご入会の際は即日から決算及び、2ヶ月分クレジットにてお支払いいただきます。フルタイム bath,デイトタイム bath フルタイム会員、デイトタイム会員、月4回会員でのご入会は、入会日より3ヶ月継続が必須となります。

### 第8条 (登録手数料、会費、チケット代)

登録手数料は当社が別に定める金額とし、入会時に領収します。領収した登録手数料は理由の如何に関わらず返還しないものとします。会員は、当社が定める会費およびチケット代を支払うものとします。月会費が未納の場合教室を利用することができません。その場合お支払い完了と同時に会員証及びチケットの使用は可能となります。

### 第9条 (変更届)

会員は入会申込書の記載事項に変更があった場合、速やかに当社に届け出るものとします。

会員への個別の通知及び連絡は、会員情報に基づき送付されるものとします。

### 第10条 (会員種類の変更)

会員の種類の変更は、希望する変更月 (フルタイム bath,デイトタイム bath,フルタイム会員、デイトタイム会員、月4回会員) の前月10日までに指定の手続きによって変更することが出来ます。ただし、メンバーズ会員でなくなった場合は、レッスンの振替及びメンバーズチケットは無効となります。

### 第11条 (解約)

月会員の解約は月単位での解約となり、希望する解約月 (終在籍日を含む月期) の前月10日までに書面により退会の手続きをし、未払いの利用料等がある場合は退会までに完納しなければなりません。なお、退会時に未納の会費等がある場合は、次月以降のクレジット決済で納付していただきます。

### 第12条 (休会)

月会員の方が休会を希望する場合、本人が希望する休会月 (休会となる初日を含む月期) の前月10日までに指定の手続きを完了しなければなりません。月会員の休会は月単位となります。休止期間中は事務手数料 550 円 (税込) 月額お支払いいただきます。復会はいつでも可能です。なお、休会月の途中で復会された場合は当該休会月分としてクレジット決済された会費は、復会の際の会費に充当されます

### 第13条 (利用料の返金等)

利用料は理由の如何に関わらず原則返還いたしません。ただし、チケット回数券で、病気、怪我などの身体的理由で有効期限内に受講が困難な場合にかぎり、医師の診断書を添付の上で、有効期限内に期限の延長の申請をすることができる。当社は医師の診断に基づき、延長5ヶ月の有効期限の延長することがある。

### 第14条 (クーリングオフ)

入会申込書を受領した日から起算して8日を経過するまでの間は、受講者は書面により、契約の解除を行うことができます。その書面は発したときにその効力が生じるものとし、契約の解除が成立した場合当社はその契約解除に伴う損害賠償、違約金の支払いを請求いたしません。ただし、期間以内であっても、すでに無料有料にかかわらずレッスンを受講した後は、契約解除はできません。

### 第15条 (施設利用)

当社は教室利用の円滑化を図るため、本教室利用は原則的に予約制とします。

予約時間、予約方法は、インターネットでは24時間受付けます。なお、予約なしで来店された場合は、空席がある場合に限り受講できます。

### 第16条 (予約取消)

会員が予約を取り消したい場合は、正規のキャンセル手続による、取り消しの手続を行わなければなりません。

正規のキャンセル手続無き場合は、受講したこととして1回受講が消化されます。

正規のキャンセル手続とは、インターネットでのキャンセルはレッスン開始時間の30分前まで、電話でのキャンセルは受付できかねます。なお、度重なる予約、キャンセルを繰り返した場合、明らかに故意であると当社が判断した場合には、予約回数の制限及び来店制限をさせていただくことがあります

### 第17条 (資格譲渡)

会員は本教室の会員資格及びチケットを第三者に譲渡、貸与、担保設定をすることはできないものとします。

### 第18条 (会員資格の喪失)

会員が次の号いづれかに該当した場合にはその資格を失います。なお会員資格の喪失時期は会員が該当したそのときとなります。ただし、会費については月単位となります。

- ① 退会したとき
- ② 死亡したとき
- ③ 第 6 条に定める会員資格が欠けたとき
- ④ 第 19 条により除名されたとき
- ⑤ 当社が本施設を閉鎖したとき

#### 第 19 条 (除名)

会員が次の号いずれかに該当した場合、当社は除名できます。下記の理由により除名された、会員は損害賠償の請求をおこなうことができません。

- ① 入会にあたり提出する書類に虚偽の申告をしたとき
- ② 本規約、規則、その他当社の定めた事項に反する行為があったとき
- ③ 本教室の名誉、信用を傷つけたり、他の会員との協調性を欠き運営の秩序を乱したとき
- ④ 本教室の設備などを故意に損壊したとき
- ⑤ その他会員の品位を損なうと認められた行為があったとき
- ⑥ 本教室内での営業・宣伝・勧誘活動や販売行為が認められたとき
- ⑦ 教室利用に際して不当且つ不合理な要求をなすなどにより当社・従業員を著しく困惑せしめたとき
- ⑧ 第 23 条禁止行為に違反したとき

#### 第 20 条 (運営管理)

本教室は次の各号に基づき、運営管理をおこないます。

- ① 本教室の運営管理は当社の責任においておこなわれます。
- ② インストラクターの交替、受講スケジュールの変更等は、当社の運営判断により行います。
- ③ 会員は本教室の運営管理について希望や意見を述べることはできますが、強く要求したり関与することはできません。
- ④ 当社は教室の利用など運営管理に関する規則を定め且つこれを変更することができます。

#### 第 21 条 (諸規則の遵守義務)

会員及び体験者は本教室の利用に際し、所定の手続きをおこなうとともに、本規約、細則ならびにその他、当社が定める運営管理に関する規則に従うものとします。

#### 第 22 条 (禁止行為)

本教室は次の各号の行為を禁止いたします。

- ① 許可なく館内を撮影、または録音すること
- ② 許可なく、当教室の情報および会員の情報等を web 上に掲載すること
- ③ 許可なく本教室においての物品の売買パーソナルトレーニング等の営業行為や勧誘をすること
- ④ 営利・非営利を問わず勧誘行為 (団体加入の勧誘を含む) をすること
- ⑤ 他人を誹謗・中傷すること
- ⑥ 他人に対する暴力や施設設備への落書きなど、公共のマナー・道徳に反する行為
- ⑦ ペット・動物を持ち込むこと
- ⑧ 館内での喫煙
- ⑨ 当社及び従業員やインストラクターの業務を妨げる行為
- ⑩ 他人の教室利用を妨げる行為
- ⑪ その他、本条各号に準じる行為

#### 第 23 条 (施設開講日・開講時間・月期)

当教室は、当教室カレンダーおよび時間割により、開講日・開講時間および月期を定める。

なお、教室の補修、保守、点検又は改修をする場合、もしくは、当社の主催するイベント等当社が必要と認める場合は、開講日及び開講時間を変更することがあります。

#### 第 24 条 (営業時間)

当社の営業時間は、平日 (月曜日第 2、4 日曜日・年末年始は休み) の午前 10 時から午後 9 時半までとする。(季節により変動あり)

#### 第 25 条 (当社の免責)

会員は本教室内および当社駐車場において、自己、自己の所有物および自己の車両を自らの責任において管理するものとし、当社は教室内および駐車場で発生した盗難、紛失、傷害その他の事故について、一切の賠償責任を負わないものとします。

#### 第 26 条 (会員の責任)

会員が本教室利用に関して、当社又は第三者に損害を与えた場合その賠償をしていただきます。本規約に基づいて会員が負担すべき諸料金を、社会情勢等の変動に基づいて変更することがあります。その場合当社は 1 ヶ月前までに教室掲示もしくはホームページなどにより告知するものとします。

#### 第 27 条 (閉鎖又は利用制限)

当社は次の各号のいずれかに該当する場合、教室の全部又は一部を閉鎖又は利用制限できるものとします。

- ① 法令が制定、改廃されたとき、又は行政指導を受けたとき
- ② 天災、地震その他不可抗力の事態が発生したとき
- ③ 著しい社会情勢の変化があるとき
- ④ 法令に基づく点検、改善及び必要な教室改修があるとき
- ⑤ 当社が必要と認めたとき、その他やむを得ない事由があるとき
- ⑥ 第 1 項の場合において、教室を閉鎖するときは、当社は損害賠償等の責任を負うことなく会員との契約を解除することができます。この場合会員はその他名目の如何を問わず、損害賠償責任などの意義申し立てをすることができません。

#### 第 28 条 (個人情報保護)

当社は、当社の保有する会員の個人情報を、厳重に管理します。当教室運営業務として各種ご案内に情報を利用することがあります。本条に定める場合の他、法令に基づく要請等正当な理由がある場合には会員情報を第三者に開示することがあります。

#### 第 29 条 (会則の改訂)

当社は、当社が必要と認めた場合、会則の改訂を行うことができます。

改訂された規則は、教室掲示もしくはホームページなどにより告知されたときから効力を生じ、以後全員に適用されるものとします。

(2022/12/01~)

20 年 月 日 本人ご署名

---